

令和3年度決算に係る財政健全化判断比率及び資金不足比率

【健全化判断比率】

(%)

区分	本町の比率	早期健全化基準	財政再生基準	用語の説明
実質赤字比率	※ —	15.00	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	※ —	20.00	30.00	全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債比率	6.3	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	32.0	350.0	—	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字がないため数値なし

○早期健全化基準を超えた場合

『自主的な改善努力による財政健全化』

各指標が基準を超えると財政健全化計画を策定し(議会の議決を要する)、外部監査を求めなければならない。また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表を義務付けられる。

○財政再生基準を超えた場合

『国などの関与による確実な再生』

各指標が基準を超えると財政再生計画を策定し(議会の議決を要する)、外部監査を求めなければならない。また、財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。なお、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等の勧告を受ける。

【資金不足比率】

(%)

特別会計名	本町の比率	経営健全化基準	用語の説明
甲佐町水道事業会計	※ —	20.00	資金不足比率は、公営企業の資金不足を事業規模と比較した率

※資金不足額がないため数値なし

○経営健全化基準を超えた場合

資金不足比率が基準を超えると経営健全化計画を策定(議会の議決)し、外部監査の要求が義務付けられる。また、経営健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表を義務付けられる。